

見附市訓令第4号

見附市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月14日

見附市長 稲田 亮

見附市事務決裁規程の一部を改正する規程

見附市事務決裁規程（平成12年見附市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2企画調整課の表1の部（4）の項及び2の部を削り、3の部を2の部とし、4の部から8の部までを1部ずつ繰り上げる。

別表第2まちづくり課の表に次のように加える。

6 姉妹都市に関する事項			
(1) 姉妹都市に関する調査及び連絡調整		○	

別表第2総務課の表8の部を削り、同表市民生活課の表を次のように改める。

市民税務課

項目	決裁責任者		
	副市長	課長	係長
1 戸籍に関する事項			
(1) 各種の申請及び届出の受理		○	
(2) 戸籍及び除籍の謄抄本の交付並びに記載事項の証明		○	
(3) 身分証明書の交付		○	
(4) 戸籍の訂正に関する事務処理		○	
(5) 戸籍事件数の報告		○	
(6) 戸籍法違反者の通知		○	
2 住民基本台帳に関する事項			
(1) 各種届出の受理		○	
(2) 住民票及び戸籍の附票の職権記載、消除		○	
(3) 住民票及び戸籍の附票の写し並びに証明書の交付		○	

(4)	住民票及び戸籍の附票の閲覧		○	
(5)	住民基本台帳の統計		○	
(6)	住民基本台帳法違反者の通知		○	
(7)	転出証明書の交付		○	
3	個人番号カードの交付等に関する事項		○	
4	住居表示区域内の住居番号の設定		○	
5	人口動態調査、人口移動調査の報告		○	
6	相続税法第58条に基づく通知		○	
7	犯罪人・成年被後見人等及び破産者の名簿並びに 民刑事項の通知		○	
8	身上照会の調査回答		○	
9	印鑑に関する事項			
(1)	印鑑登録及び変更の届出の受理		○	
(2)	印鑑登録証明書の交付		○	
10	在留管理制度に関する事項			
(1)	各種申請の受理		○	
(2)	特別永住者証明書の交付		○	
(3)	法務省通知に関する事務処理		○	
(4)	入管法違反者の通知	○		
(5)	外国人退去強制容疑者の通報	○		
11	一般旅券の発給等に関する事項		○	
12	斎場の管理及び運営		○	
13	国民年金に関する事項			
(1)	被保険者の資格得喪等届出書の受理		○	
(2)	国民年金保険料の免除申請書の審査		○	
(3)	受給申請者の資格調査		○	
(4)	福祉年金裁定請求書及び各種届出書の審査		○	
14	その他に関する事項			
(1)	埋火葬及び改葬の許可並びに斎場の使用受		○	

付			
(2) 自衛官の募集に関する事務		○	
(3) 自動車の臨時運行の許可		○	
1 5 市税等一般に関する事項			
(1) 市税等の賦課に関する調査		○	
(2) 市税等の賦課額の決定		○	
(3) 市税等の賦課額の変更又は追徴及び申告納付又は納入に係る税額の更正又は決定		○	
(4) 市税等の納期限の変更		○	
(5) 市税等の納税通知書及び納付書の発行交付		○	
(6) 市税等の賦課に関する申告書等の受理		○	
(7) 市税等に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定		○	
(8) 市税等の不足額に係る延滞金の減免		○	
(9) 被相続人に係る市税等の賦課に関する書類を受領する相続人の代表者の指定		○	
(10) 市税等の更正若しくは決定又は賦課等に係る審査請求に関する事務		○	
1 6 管理、収納に関する事項			
(1) 市税等の過誤納金の還付又は充当の決定及びその命令又は通知		○	
(2) 督促状発付及び送達		○	
(3) 市税等の第2次納税義務者からの徴収		○	
(4) 市税等の繰上徴収		○	
(5) 納期限後に納付又は納入する市税等に係る延滞金の減免		○	
(6) 市税等の滞納処分に関する決定		○	
(7) 市税等の滞納処分に係る審査請求の処理		○	
(8) 交付要求及びその解除		○	

(9) 納税証明書等の交付		○	
(10) 原動機付自転車の標識交付		○	
17 市県民税に関する事項			
(1) 特別徴収の方法によって徴収する市民税の特別徴収義務者の指定		○	
(2) 市民税の納税義務者に係る所得計算		○	
(3) 特別徴収税額の納期の特例に関する承認、申請の受理及び承認		○	
(4) 個人の県民税の賦課に関する報告		○	
(5) 個人の県民税徴収取扱費計算書の作成及び報告		○	
18 固定資産税・都市計画税に関する事項			
(1) 固定資産課税台帳の縦覧		○	
(2) 不動産取得税の賦課に関する不動産の価格等の通知		○	
(3) 国有資産等所在地市町村交付金の請求		○	

別表第2 税務課の表を削り、同表地域経済課の表に次のように加える。

11 企業誘致対策に関する事項			
(1) 企業誘致対策の調査		○	

別表第2 建設課の表5の部から10の部までを削り、同表建設課の表の次に次の1表を加える。

都市環境課

項目	決裁責任者		
	副市長	課長	係長
1 廃棄物の処理及び清掃に関する事項			
(1) 一般廃棄物の処理計画の策定		○	
(2) 一般廃棄物処理業の許可		○	
(3) 一般廃棄物収集業務委託の実施		○	
(4) 廃棄物の減量及び資源化の実施		○	

(5) 浄化槽清掃業の許可		○	
2 環境保全に関する事項			
(1) 環境保全対策事業の実施		○	
(2) 公害防止のための調査及び指導		○	
(3) 公害に関する苦情申立ての受理		○	
(4) 公害の監視、観測、検査及び測定		○	
(5) 公害防止協定の締結	○		
3 自然保護に関する事項			
(1) 自然保護対策事業の実施		○	
(2) 鳥獣の保護		○	
4 ねずみ害虫駆除等に関する事項			
(1) 薬剤の配布計画の決定		○	
(2) ねずみ害虫駆除事業の実施		○	
(3) ねずみ害虫駆除用具の貸出し		○	
5 狂犬病予防に関する事項			
(1) 狂犬病予防の事務		○	
(2) 犬登録等の事務		○	
6 交通安全に関する事項			
(1) 交通安全道德の普及、啓蒙		○	
(2) 交通指導員の活動計画		○	
7 建築基準法に基づく調査及び申請書の経由		○	
8 福祉のまちづくり条例の委任事務		○	
9 優良住宅、優良宅地の認定		○	
10 開発行為の許可	○		
11 公有地拡大の推進に関する届出		○	
12 国有財産の払下げ等に関する意見		○	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市事務決裁規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。